

名古屋市障害者雇用支援センター専門職員「就労生活支援員」募集要項

令和元年5月23日
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

名古屋市社会福祉協議会「名古屋市障害者雇用支援センター専門職員」の採用試験を次のとおり実施します。

名古屋市障害者雇用支援センターとは

就労を希望する障がい者に対し、センター内作業や企業実習を行い、適性に合った職場探し、就職活動の支援を行う「就労移行支援事業」、就職後の職場定着の支援を行う「就労定着支援事業」、就職希望あるいは在職中の障がい者が抱える就労及びそれに伴う日常生活上の課題に応じて、関係機関との連携の下、相談・支援を一体的に行う「障害者就労支援センター事業」を実施しています。

名古屋市障害者雇用支援センターの詳細な内容は、ホームページをご覧ください。
<http://www.nagoya-koyosien.jp/>

1 募集職種及び募集人員、受験資格、主な業務内容

(1) 募集職種及び募集人員

募集職種	募集人員
就労生活支援員	若干名

(2) 受験資格

次の①～③のいずれかに該当し、かつ④に該当する方

- ①社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を保有又は受験資格のある方
- ②保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士の資格を保有する方
- ③訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）、相談支援従事者初任者研修修了者
- ④普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障のない方

(3) 主な業務内容

名古屋市障害者雇用支援センターにおいて、障がい者に対する就労や生活に関する相談に応じるとともに、就職活動の支援や就職後の職場定着支援等の就労支援に関する業務に従事します。

(4) 勤務予定場所

名古屋市障害者雇用支援センター
熱田区千代田町20-26 知的障害者センター サンハート内

(5) その他

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

令和元年7月1日以降

3 採用試験

(1) 試験内容・時間・配点

- ①小論文試験 60分 (100点)
- ②面接試験 30分程度 (150点)

(2) 日時

随時(採用試験申込書の受理後に調整の上、決定します)

(3) 試験会場



〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20-26

(知的障害者センターサンハート内)

電話 052-678-3030

FAX 052-678-3051

交通案内

地下鉄名港線「日比野」駅下車

③番出口より徒歩10分。

4 試験合格者の発表から採用まで

(1) 試験の実施後、1週間程度で合格者のみに通知します(不合格者には通知しません)。なお、合否について電話等による問い合わせには応じられません。

(2) 合格者には健康診断を受けていただき、関係書類を提出していただきます。

(3) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。また、受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

5 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

(注)・請求できるのは受験者本人が直接名古屋市社会福祉協議会に来所した場合のみです。(代理による請求はできません)また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

・必要提示書類(身分証明書及び受験番号票)がない場合は開示できません。

・開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

6 処 遇

(1) 雇用期間

採用日から1年間。ただし、勤務状況等により雇用更新（更新1回を限度）する場合があります。

※勤務状況・採用時年齢等により無期雇用（定年60歳）への転換制度あり。

(2) 勤務時間

週5日（土曜、日曜日及び祝日、年末年始を除く）

9時00分から17時00分まで（休憩1時間）

※ただし、状況によって時間外勤務（休日出勤）があります。

※ローテーションにより月1回程度、土曜日の勤務があります。

(3) 給与

月額208,400円（①基本給193,400円 ②特別手当15,000円）

この他、期末勤勉手当（平成30年度実績4.5カ月）、超過勤務手当、通勤手当、決算特別手当を支給します。

(4) その他

健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険、愛知県民間社会福祉事業職員共済会に加入します。

7 受 験 申 込

(1) 申し込み方法

別紙「採用試験申込書」（1）及び（2）【それぞれ両面】に必要事項を記入し、資格証明書類（写）を同封のうえ、名古屋市社会福祉協議会権利擁護推進部（雇用支援センター担当）まで提出してください。

①郵送の場合：封筒の表に「受験申込」と朱書き

②持参の場合：9時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

※受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

(2) 申し込み先

〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17の1 名古屋市総合社会福祉会館 5階

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部

（雇用支援センター担当）

8 問い合わせ先

名古屋市障害者雇用支援センター（担当／^{なご}長岡）

〒456-0073

名古屋市熱田区千代田町20番26号

電話：052-678-3333 FAX：052-683-5250

名古屋市障害者雇用支援センター就労生活支援員の役割

- ・前の会社ではうまくいかなかったけど、支援を利用して再就職したい
- ・家にずっといたけど、外に出られるようになってきたので働きたい
- ・学校を卒業した後の進路が決まっていない。支援を利用して就職したい
- ・福祉施設(A型、B型事業所など)で働いているけど、一般の会社で働きたい



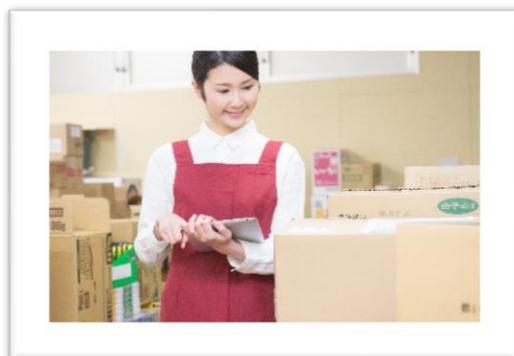
一般就労を目指す障害のある方のために、伴走型の支援をします！

◇職業相談

- ・働きたい、再就職したい、働いているが職場でうまく適応できない等、職業についてのご相談に応じます。

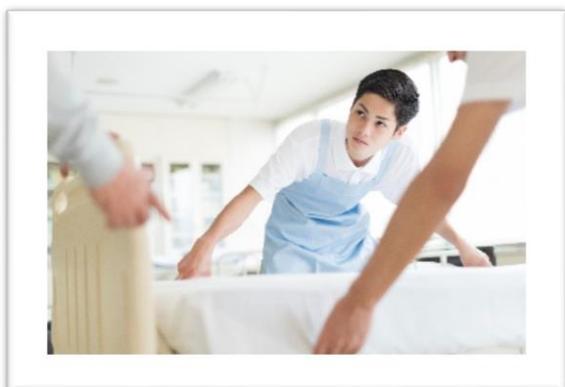
◇職業準備訓練

- ・模擬的な職場環境の中で就職に必要な体力や生活リズム、基本的な社会性などを身につけるための支援を行う他、その方が自己理解を深めることができる様支援します。



◇就職活動の支援

- ・企業見学、面接練習や履歴書の書き方、ハローワークや企業面接の同行、雇用契約時の立会い等、就職活動全般について支援します。
- ・就職を希望する仕事や職場がご本人に合っているかどうか、実際に体験をして確認するための支援をします。



◇就職後の職場定着への支援

- ・就職後も職場訪問を行う等、職場定着に向けた支援をします。

◇企業からの相談

- ・これから障がいのある方を雇用しようとする企業からの相談の他、すでに雇用に取り組んでいる企業からの職場定着等の相談に応じます。